

大学院修士課程にスクールソーシャルワーク教育課程を設置する価値についての一考察

A study on the value of setting up a school social work curriculum in the master's program

日比 眞一

東北公益文科大学総合研究論集第41号 抜刷

2021年7月30日発行

## 研究論文

# 大学院修士課程にスクールソーシャルワーク教育課程を設置する価値についての一考察

## A study on the value of setting up a school social work curriculum in the master's program

日比 眞一

### 要旨

スクールソーシャルワーカーを修士課程で教育する価値は何であろうか。学部で教育する場合と何が違うのか。修士課程に設置したスクールソーシャルワーク教育課程修了後に、スクールソーシャルワーカーとして発揮する能力やキャリアパスは、学部で教育する場合と、どのように違うのか。そして、その違いを生む要素は何だろうか。日本ソーシャルワーク教育学校連盟のスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業におけるカリキュラム自体は修士課程も学部も同じである。大学院にSSWer教育課程を開設する際に、学部との異同についてどのような議論があったのか。どのような価値を見出そうとしたのか。その価値を具現するためにどのような教育手法を開発するのだろうか。大学や大学院におけるSSWerの教育が遅れているといわれる日本において、今後必要な知見となる。

今回は、2020年よりSSW教育課程を大学院に設置した、岩手県立大学大学院社会福祉学研究科の実践を分析した。グループインタビューを実施した。修士課程にSSW教育課程を設置した経緯、大学院SSW教育課程の人材育成像、大学院SSW教育課程の教育手法の特色についての知見を得た。

高度専門職業人養成については先行研究に基づきながら考察を進めた。SSW教育課程を修士課程に設置した場合の価値を説明するための一説となる。また、実践を研究につなげることができる、研究成果の執筆や発信力を備えた高度専門職業人としてのSSWerが養成されるならば、研究職が学究したソーシャルワーク理論と実践現場に必要な理論や技術をつなぐための中範囲理論の生成が期待される。

キーワード：スクールソーシャルワーカー、修士課程、高度専門職業人、  
中範囲理論

## Abstract

What is the value of educating school social workers in a master's program? What is the difference from undergraduate education? How do school social worker's abilities and career paths differ from those of undergraduate education? And what are the factors that make that difference? The curriculum is the same for both master's and undergraduate programs. How was the discussion about the differences from the undergraduate program when the curriculum began in the master's program? What value did you try to find? What kind of educational method will be developed to realize that value? In Japan, where it is said that the development of school social workers will be delayed, this research will continue to be required.

This time, we analyzed the practice of Iwate Prefectural University Graduate School, which established a curriculum for school social workers in the master's program from 2020. We adopted a group interview method. We gained knowledge about the background of the establishment of the school social workers training curriculum in the master's program, the image of human resource development in the graduate school, and the characteristics of the educational method of the graduate school.

Advanced profession training was considered based on previous studies. This is one of the theories that explains the value of establishing a school social worker curriculum in a master's program. In addition, if you can grow as advanced profession with the ability to write and disseminate research results that connect practice and research, you will be able to connect the social work theory of researchers with the theory necessary for practice. It is expected that a theory of middle-range will be generated.

**Keywords:** School social workers, Master's program, Advanced profession, Theory of middle-range

## I. 研究背景と研究目的

スクールソーシャルワーカーを修士課程で教育する価値は何であろうか。学部で教育する場合と何が違うのか。修士課程に設置したスクールソーシャルワーク教育課程修了後に、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWer）として発揮する能力やキャリアパスは、学部で教育する場合と、どのように違うのか。そして、その違いを生む要素は何だろうか。

SSWer教育のカリキュラム自体は修士課程も学部も同じである。一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が2009年にスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業を創設した<sup>1)</sup>。社会福祉士または精神保健福祉士の養成校、および養成校が設置する大学院におけるSSWer養成カリキュラムを創案して実施している（表1）。認定課程設置校は2019年4月において61校である<sup>注1)</sup>。修了者は修了証の交付を受けることができる。この制度により修了者は、学校現場における適切なソーシャルワーク実践に必要とされる基礎的なトレーニングを修了していることを示すことができる。大学や大学院におけるSSWerの教育が遅れているといわれる日本においてエポックな取り組みである<sup>注2)</sup>。

また、SSWerへの期待は高い。文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」<sup>2)</sup>に記載される職務内容だけでも多岐にわたる。①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動などが挙げられている。さらに、教師が授業など子どもへの指導に専念できるように、業務改善の一翼を担い、学校における働き方改革の推進力としても計数されている。このようにSSWerは、その有用性について国や学校現場からの期待が高いことが推察される。

このような期待に応えるべく、全国の認定課程設置校は、それぞれの特色を

打ち出し、実践力のあるSSWer養成に取り組んでいると思われる。その中にあって、2019年に日本で最初に大学院にスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、SSW教育課程）を設置したのが東北公益文科大学大学院（以下、本学大学院）である<sup>注3)</sup>。本学大学院の取り組みは、日本の大学院におけるSSWer養成の先駆例となっていく。本学大学院のSSW教育課程受講者は、すでに社会福祉士や精神保健福祉士を保有している。学部と違い、これら国家資格取得のための指定科目履修や受験対策の必要はない。つまり、社会福祉の国家資格取得に必要な基礎知識などのジェネリックな基盤を持った上で、SSW教育課程の学修に集中できる。ゆえに、SSWerに必要なスペシフィックな理論や技術の学びについて深化が期待できる。また、社会人院生も在籍し、演習科目などでは多様なフィールドからの知見を集約しながら高度な議論が展開する。社会人院生の中には現役のSSWerも含まれ、理論と実践の統合を進めている。その知見や実践力をさらに錬磨して、様々な場面における発言力や影響力も増すだろう。大学院での学びを経て、リーダー的なSSWerとなっていくのではないだろうか。今後のキャリアパスにも期待が寄せられる。学部からすぐに大学院に進学した院生にとっても、社会人院生との学びの機会により、テキストでは学べない横断的な、そして実践的な知見を吸収できる場面が増える。何よりも学部の時から慣れ親しんだ環境や教員との関わりは、学びへの余裕や安心感を生むはずである。このように、大学院におけるSSW教育課程を概観すれば、様々な価値を見つけることができる。

しかし、課題もある。上述のような価値は、もしかしたら大学院ではSSW教育課程以外の他の課程や講義などでも見つかる価値かもしれない。学部よりもスペシフィックな学びの深化、社会人院生による多様なフィールドからの知見集約、理論と実践の統合、キャリアパスへの期待などは他の大学院課程でも得られる価値かもしれない。やはり、大学院SSW教育課程に独自の価値を論じなければならない。だが、今の時点で大学院SSW教育課程に特化して価値を論じることがまだ難しい。その理由のひとつは大学院と学部におけるSSW教育課程のカリキュラム自体は同じであること。スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規定<sup>3)</sup>に示される科目や時間数に違いはない（表1）。その上で、大学院におけるSSW教育課程は学部と違うどのような価値

を持つのか説明が欲しい。その価値を具現するためにどのような教育手法を開発するのか。根拠をもって論説し、展開する必要がある。逆に言えば、学部で学ぶ場合と同じであってはならないだろう。その根拠となる価値を見出す必要がある。

大学院のSSW教育課程にどのような価値を見出すのか。その価値を具現するために、どのような教育手法を開発するのか。その考察のために必要な取り組みを整理する。まず、大学院におけるSSWer養成に関する先行研究について国内の論文を渉猟すれば、吉川<sup>4)</sup>の報告などが見つかる。修士課程におけるスクールソーシャルワーク研修プログラムの開発について調査を行っている。具体的には文献調査、グループインタビュー調査、座談会、SSWerを養成している大学への訪問調査などを行い、研修プログラムを検討している。研修プログラムを社会福祉ベース者と学校教育ベース者に分けて構築している。この研修プログラムはSSW教育課程の認定課程ではない。だが、SSWerの専門性や職務内容を鑑みて、学部レベルではなく、修士課程が適当であるとして研修プログラムを検討しているところが興味深い。

同じく修士課程にSSW教育課程を置いた本学大学院も、同じような調査から考察の手掛かりが得られないだろうか。そして、まだ先行研究が少ない。どのように思索を広げるべきかの手掛かりが少ない。まずは広く情報を集めることが必要だと考えられる。そのために今回は、SSWer教育課程を開設した大学院の調査を行う。大学院にSSWer教育課程を開設する際に、学部との異同についてどのような議論があったのか。どのような価値を見出そうとしたのか。その価値を具現するためにどのような教育手法を開発するのだろうか。他学の実践をデータ化して分析する。他学の実践であれば、客観的な議論に入りやすい。今後の必要な取り組みについて示唆を得たい。また、これからSSW教育課程を設置する大学院にとっても参考となる知見を得たい。つまり、本研究の目的は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業におけるSSW教育課程を修士課程に設置した場合の価値について考察することである。

表1. スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程社会福祉士モデル

社会福祉士養成カリキュラム	時間数	スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群	時間数	教育関連科目群	科目数	時間数	追加科目	時間数
<b>共通科目</b>		スクール(学校)ソーシャルワーク論	30	教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目	1科目以上	30	精神保健の課題と支援	30
医学概論	30	スクール(学校)ソーシャルワーク演習	15					
心理学と心理的支援	30	スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	15					
社会学と社会システム	30	スクール(学校)ソーシャルワーク実習	80					
社会福祉の原理と政策	60							
社会福祉調査の基礎	30							
地域福祉と包括的支援体制	60							
社会保障	60							
障害者福祉	30							
権利擁護を支える法制度	30							
刑事司法と福祉	30			教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒(障害のある幼児、児童及び生徒を含む)の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む	1科目以上	30		
ソーシャルワークの基盤と専門職	30							
ソーシャルワークの理論と方法	60							
ソーシャルワーク演習	30							
<b>専門科目</b>								
福祉サービスの組織と経営	30							
高齢者福祉	30							
児童・家庭福祉	30							
貧困に対する支援	30							
保健医療と福祉	30							
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30							
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60							
ソーシャルワーク演習(専門)	120							
ソーシャルワーク実習指導	90							
ソーシャルワーク実習	240							

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」<sup>IE4)</sup>より日比作成。  
社会福祉士養成カリキュラムについては、2021年度より導入される科目名を用いている<sup>IE5)</sup>

## II. 研究方法

### 1. 調査対象

2020年よりSSW教育課程を大学院に設置した、岩手県立大学大学院社会福祉学研究科より調査の受諾を得た。大学院SSW教育課程設置に携わる教員2名の協力を得た。

### 2. 調査方法

コロナ禍にあつて、感染予防の観点からオンライン方式(zoomミーティング)によるグループインタビューを実施した。グループインタビュー法を採用したことで、メンバー間の相互作用による思索の広がりや深化を得た。それにより広範な意見が抽出された。また、洞察も深化した意見が抽出された。調査実施者は東北公益文科大学教員2名、大学院生2名で行った。

### 3. 調査項目

大学院SSW教育課程の価値を探るために必要なインタビュー項目について調査実施者間で協議を行った。以下の項目を設定した（表2）。

表2. インタビュー項目

①修士課程にSSW教育課程を設置した経緯
②大学院SSW教育課程の人材育成像
③大学院SSW教育課程の教育手法の特色

### 4. 調査期日

2020年12月7日（月） 15：00～17：00

### 5. 分析方法

逐語記録を分析対象とする。逐語記録を意味内容ごとに切片化してコード化する。切片化データを分析し、内容を表すオープンコーディングを行った。コードはその類似性に基づき分類した。各分類の持つ内容を反映するカテゴリー名をつけた。その過程では、質的研究やSSWerに関連する見識を持つ研究者と他県の現職SSWerにスーパービジョンを受け、分析過程の客観性や妥当性、内容の信頼性を確保した。

### 6. 倫理的配慮

事前に協力依頼文書を配布した。倫理的配慮を説明の上で協力を得た。得られたデータは本研究の目的以外に使用しないこと。プライバシーを厳守すること。個人や団体の活動を評価するものではないこと。協力は自由であり、いつでも取り下げが可能なこと。以上を周知の上で協力を得た。また、逐語記録化したデータは切片化して活用するため、個人名などを特定できない。

## Ⅲ. 調査結果

### 1. 回答状況

調査協力を得た2名の教員のインタビューデータから逐語記録を作成した。逐語記録は17,660字であった。逐語記録は意味内容ごとに切片化して活用した。切片化データ数は102であった。

### 2. カテゴリー分類



質問ごとに表3~5のカテゴリーに分類された。それぞれの表ごとにカテゴリー、コード、インタビューデータを用いてストーリーラインを示す。以下、文中において、カテゴリーは【 】、コードは《 》、インタビューデータからの引用は『 』で表記する。

### (1) 修士課程にSSW教育課程を設置した経緯

質問①修士課程にSSW教育課程を設置した経緯については、表3の結果を得た。10のコードが生成された。各コードがインタビューデータの中で出現する数の合計は27であった。コードは類似性に基づき分類し、【地域からの要請】、【SSWerに求められる高度な専門性】、【大学院への進学促進】、【設置に関する課題】という4つのカテゴリーに集約された。これらのカテゴリーは、修士課程にSSW教育課程を設置した場合の価値について説明するための一助となる。

【地域からの要請】としては、まず、《行政からの要請》があったとのこと。大学教員が県の『SSWer支援チーム会議のメンバー』であり、『公立大学ということもあって』、行政側にすれば要請しやすい環境があったとのこと。その背景には《震災の影響》があった。東日本大震災によって、『子どもたちの抱える、学校現場の抱える課題は多岐にわたり至極のもの』だった。しかし、学校現場の抱える課題に応えるには《SSWerの不足》があった。そして、《社会福祉士会の要請》もあった。以前から県の社会福祉士会がSSWerの必要性をきちんと捉えており、大学院へSSW教育課程の設置を求めていたとのこと。

さらに、【SSWerに求められる高度な専門性】が認識されている。SSWerは配置されれば、『最初からすぐに非常に高い専門性が求められる』ことを感じていたとのこと。高い専門性を養成するには、基礎資格としての『社会福祉士、精神保健福祉士に上乘せの形で位置づけ』ができる、大学院における、《高度専門職業人養成》が望ましい。しかし、現実にはSSWerの採用や配置の際に、専門性に関する認識が低い状況もあったとのこと。配置の状況は、『最初はほとんど社会福祉士の資格を持っていない方がほとんど』だった。『最初は学校を退職した校長先生とか、学校の先生が配置されている状況』だったとのこと。今は状況が改善してきているとのこと。やはり、ソーシャルワークの専門性に関しては、《社会福祉士への期待》が高いのではないだろうか。

もちろん、【大学院への進学促進】も求められる。ひとつは、《学部からの進

表3.

①修士課程にSSW教育課程を設置した経緯		
カテゴリー	コード	出現数
地域からの要請	行政からの要請	6
	震災の影響	3
	社会福祉士会からの要請	2
	SSWerの不足	2
SSWerに求められる 高度な専門性	高度専門職業人養成	6
	スクールソーシャルワーク研究の必要性	1
	社会福祉士への期待	1
大学院への進学促進	学部からの進学促進	4
	リカレント教育の促進	1
設置に関する課題	設置に関する課題	1
		計27

学促進」が期待される。さらに、これからは、『リカレント教育の促進』のため、『有資格の社会人。既に社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている社会人の方への研究科への入学の動機づけ』になると考えられる。

また、インタビューを進める中で、SSW教育課程の【設置に関する課題】も抽出された。設置後も様々な課題は生まれるであろう。今後も行政や社会福祉士会、そして大学院間にあっても課題に対して連携や協働できる部分を探す必要がある。

## (2) 大学院SSW教育課程の人材育成像

質問②大学院SSW教育課程の人材育成像については、表4の結果を得た。9のコードが生成された。各コードがインタビューデータの中で出現する数の合計は28であった。コードは類似性に基づき分類し、【大学院のポリシーを基盤にした人材育成】、【高度専門職業人養成】、【人材育成のビジョンを共有する必要性】、【進路の課題】という4つのカテゴリーに集約された。これらのカテゴリーは、修士課程にSSW教育課程を設置した場合の価値について説明するための一助となる。

人材育成像として、まず、【大学院のポリシーを基盤にした人材育成】がある。『ジェネリックな実践力と、その基盤となる学知の開発、修得を目指す』

表 4.

②大学院SSW教育課程の人材育成像		
カテゴリー	コード	出現数
大学院のポリシーを基盤にした人材育成	大学院のポリシーを基盤にした人材育成	4
高度専門職業人養成	社会福祉現場のリーダー育成	2
	社会福祉学を基盤にした人材育成	1
人材育成のビジョンを共有する必要性	行政と大学院の連携	2
	社会福祉士会と行政の連携	1
進路の課題	SSWerの雇用形態	14
	他学との連携	2
	SSWerの認知度の低さ	1
	行政と大学院の連携	1
		計28

など、『大学、大学院なりで、大きなビジョニングを持つ必要』がある。

大学院のポリシーを具現するためのミッションの一つには、大学院における、【高度専門職業人養成】がある。具体的には、『社会福祉現場のリーダー育成』が挙げられる。それは、『社会福祉学を基盤にした人材育成』であり、『社会福祉の現場をリードできるような、高度な専門職養成を目指す』ことである。

さらに、今後も人材育成像を練り上げていくためには、【人材育成のビジョンを共有する必要性】がある。なぜなら、今後もSSWerに求められる役割や専門性は変化するかもしれない。例えば、『教育行政の中で、SSWerがどういう位置づけを占めるかというビジョンの共有』など、『行政と大学院の連携』も必要だろう。県によっては『社会福祉士会と県の教育委員会との関係が深い』場合もある。『社会福祉士会と行政の連携』によって見えてくる人材育成のビジョンがあるかもしれない。大学院はそこもキャッチしたい。

また、人材育成像を探る中で、大学院SSW教育課程修了者の【進路の課題】も抽出された。そこには、『SSWerの雇用形態』の問題もある。また、『SSWerの認知度の低さ』も相まって、採用数自体が少ない。そして、非正規雇用になることが多く、『福岡県のように、SSWerだけで食べていけるような現状』はない。今後も解決策を模索する必要がある。そのために、同じくSSW教育課

程を持つ《他学との連携》や、『受け皿を準備』していくために、《行政と大学院の連携》の必要性もある。

### (3) 大学院SSW教育課程の教育手法の特色

質問③大学院SSW教育課程の教育手法の特色については、表5の結果を得た。16のコードが生成された。各コードがインタビューデータの中で出現する数の合計は47であった。コードは類似性に基づき分類し、【学校文化の理解の必要性】、【大学院での学びの価値】、【生活課題へのアプローチ】、【院生の学修レディネスを活かす】、【高度専門職業人養成】、【スクールソーシャルワーク実習の課題】という6つのカテゴリーに集約された。これらのカテゴリーは、修士課程にSSW教育課程を設置した場合の価値について説明するための一助となる。

まず、教育手法を開発する際の前提となるのが、【学校文化の理解の必要性】である。『基礎資格として、社会福祉士とか精神保健福祉士は持っているとは

表5.

③大学院SSW教育課程の教育手法の特色		
カテゴリー	コード	出現数
学校文化理解の必要性	学校文化の理解の必要性	10
大学院での学びの価値	資格取得に偏らない	4
	修士論文作成	2
	他学との連携	2
	大学院教員の研究背景	1
生活課題へのアプローチ	家庭への介入	4
	教員へのエンパワメント	3
院生の学修レディネス	アクティブラーニング	3
	理論と実践の統合	2
高度専門職業人養成	現職SSWerとの連携	3
	行政との連携	1
	社会福祉士会との連携	1
スクールソーシャルワーク実習の課題	プライバシーの問題	3
	実践的な学び	3
	他学との連携	3
	実習受け入れ先との連携	2
		計47

いえ、学校教育の理解や、教育行政の理解がなければ、社会福祉的なスキルだけとか、知識があっても、連携、基本的なコンサルテーションとか、コーディネーションとか、もちろんチーム学校の一員として入っていくことが相当難しい』とのこと。筆者も高校教員だった。同感するところがある。教員の思考や行動の様式は外部から見ると分かりにくいこともある。また、責任感の強い教員は、自分の非力を認めたくない場合などは、SSWerの支援を受け入れない。ソーシャルワークを展開するには、学校文化と呼ばれる教員の思考や行動の様式、学校組織、校風、制度、児童生徒の文化、家庭、地域の文化などについて理解を進める必要がある。もちろん、リアルな教員や学校の実態をネガティブイメージだけではなく、適切に受けとめる必要がある。その上でソーシャルワーク展開を学ぶには、やはり学部よりも修士課程の学修段階が適切かもしれない。学部でインターンシップや社会福祉士実習など、実社会での学びを、験識を持った上で、学校文化の多面的な特徴を適切に理解できるように配慮する必要がある。

【大学院での学びの価値】も活かされる。大学院教育は《修士論文作成》に取り組む。《資格取得に偏らない》学びを提供する。『大学院で勉強する魅力って、資格以上に大きなところがあるという魅力』を伝える教育手法を開発する必要がある。そのためには、《大学院教員の研究背景》を活用する。例えば教育学者の研究テーマである、『アメリカにおける親の学校参加』など、スクールソーシャルワークに関連する最新の知見を導入する。国際的、学際的な広がりを持つ学びを提供できる。だが、大学院へのSSW教育課程設置は、まだ日本では始まったばかりである。これからも教育手法を模索する必要がある。その際は《他学との連携》も求められる。

教育手法の特色を出す際に注力する部分のひとつに、【生活課題へのアプローチ】がある。学校の教員は《家庭への介入》が難しい。『家庭と、どう連携していくか。家庭に介入していくのは、やっぱり教員、学校の先生方では、すごくやっぱり難しい』とのこと。例えば、不登校の児童生徒の家庭に介入する場合、教員は登校への向けての指導を主眼とするだろう。もちろん、指導として正しい。しかし、不登校になる原因が家庭の生活課題にある場合、登校したくてもできない、バルネラブルな事情が隠れている。教員の指導的立場では

その事情に寄り添うことが難しい。SSWerが専門性を発揮する職分であろう。SSWerが家庭の生活課題に取り組むことで、教員は児童生徒の学習指導に専念できる。教員の専門性も保持することができる。それは《教員へのエンパワメント》につながるであろう。

学部との異同のひとつである、【院生の学修レディネス】も活用する。院生は、『多様な課題を自分で受け止めて処理できる強み』を身につけている。その上で、『学部から上がってきた学生のモチベーション、学ぶ動機の高さ』を活かす《アクティブラーニング》のしくみを構築したい。社会福祉士などの基礎資格はすでに取得しているの、『学校内で、教育の文脈の中での社会福祉実践』に向かう際のアドバンテージをひとつ持っている。教育の文脈を理解するための視座を持っている。社会福祉の視座である。教育と社会福祉の学知を学際的に統合しながら、その先にある、《理論と実践の統合》にも進みやすくなると思われる。

繰り返し生成される、【高度専門職業人養成】も特色としてあげられる。『学校内で戦える、使える専門職』を目指す。学校文化の中で、教育という文脈の中で、社会福祉の専門性を発揮しようとするれば、おそらく壁は厚い。社会福祉の専門性を学校に分かりやすく伝える必要がある。学校文化の壁を越えるためにも専門性を錬磨しなくてはならない。そのために、《現職SSWerとの連携》を図る。院生の学修レディネスがあれば、『現役のSSWerさんに入ってもらって、一緒に生の事例検討』も可能である。高度な議論や学びが期待できる。さらに、高度専門職業人養成を検討する際には、カリキュラムに『何を入れて、どこを削除するか』などの検討について、《行政との連携》や《社会福祉士会との連携》を得た。意見を集約して作業を進めることができたとのこと。

また、大学院SSW教育課程の教育手法の特色を探る中で、【スクールソーシャルワーク実習の課題】も抽出された。実習は大学院の中だけで完結しない。現場における実践的な学びである。しかし、スクールソーシャルワークの対象になる児童生徒や家庭には、センシティブな、バルネラブルな事情がある。そこでは、《実習受け入れ先との連携》を図りながら、《プライバシーの問題》への配慮が必要である。さらに、実習で《実践的な学び》を進めるためには、『地域の社会資源について、具体的な内容や現実の問題と連関させて教授する

方法』を構築しなくてはならない。その構築は、地域の社会資源と大学院の関係づくりから仕事が始まる。その際に大学院の負担が大きくなることもある。例えば、2021年においては、コロナ禍にあって、実習に協力してくれる地域の社会資源の確保や連絡調整も負担は大きい。連絡調整の方法や実習時の留意点について模索することもある。そこには今後も、『他学との連携』による情報交換も必要であろう。

#### IV. 考察

本研究の目的は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業におけるSSW教育課程を修士課程に設置した場合の価値について考察することである。そのために、他学の実践をデータ化して分析した。グループインタビュー法で得たデータを分析して、オープンコーディングを行い、カテゴリーに集約した。その中で、繰り返し生成されたのが【高度専門職業人養成】であった。表3ではコードとして、表4と表5ではカテゴリーとして生成されている。どのような意味を持つのだろうか。先行研究をもとに考察を進めてみる。

##### (1) 高度専門職業人養成

今回の調査対象である岩手県立大学大学院社会福祉学研究科は、文部科学省が2003年に創設した専門職大学院ではない。専門職大学院の修了要件は、「一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない」<sup>5)</sup>と示されている。岩手県立大学大学院は修士論文作成を前提としている。制度上の違いがある。しかし、専門職大学院に課せられる高度専門職業人養成と岩手県立大学大学院社会福祉学研究科の目指す高度専門職業人養成は重なる部分があると考えられる。専門職大学院の学校教育法上の目的である、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする（学校教育法第九十九条②）」<sup>6)</sup>と、岩手県立大学大学院社会福祉学研究科ポリシー（表6）に示される、「福祉サービスその他のパーソナル・サービス部門に関わる深い識見と専門的知識・技術を有し、かつ他の職種と連携しながら社会福祉現場をリードできる高度な専門職業人」<sup>7)</sup>の意味は重なる部分があると考えられる。授与される学位名称は専門職修士とは異なる

表6. 岩手県立大学大学院社会福祉学研究科ポリシー

<b>ディプロマ・ポリシー (博士前期課程)</b>
社会福祉領域の構造的変化やその課題の複雑多様化に対応した新たな社会福祉システムの開発とともに、福祉サービスその他のパーソナル・サービス部門に関わる深い識見と専門的知識・技術を有し、かつ他の職種と連携しながら社会福祉現場をリードできる高度な専門職業人
<b>学生が修了までに身につけるべき能力 (博士前期課程)</b>
1. 高度で専門的な知識とリサーチ及びマネジement技法に関する能力を修得し、国、地方等各レベルの行政機関において福祉ニーズの把握、福祉計画の立案、福祉政策の実施・評価を担うことができる。
2. 企業、地域社会、国際社会などの各方面における新たな福祉課題や対応について研究開発を行い、変動する地域や企業の福祉需要に対して専門知識をもとに貢献ができる。
3. 高齢者、障害者、児童及び生活上の支援を要する福祉臨床の実践の中で、複雑化・多様化するニーズに対して高度な知識と福祉臨床技法とを応用できる。
4. 学校、家庭、地域社会、職場で発生する多様な心理的問題に対応するために、クライアントの社会的状況と心理的過程をふまえつつ、専門的理論と援助技術に基づいて臨床心理学的援助を提供できる。
5. 福祉実践の場や関連領域での福祉業務に携わっている社会人が、それぞれの専門領域の知識、技術を高度化するために生ずる学際的な研究ニーズをもちつつ、その分野において補完すべき知識を求めて社会福祉研究を進めることができる。
6. 社会福祉の理論、課題、方法等に問題意識を持ち、福祉専門職の視点と方法を学術的に精緻化するために博士課程等へ進学を目指す研究志向性を持つことができる。
<b>カリキュラム・ポリシー (博士前期課程総合福祉コース)</b>
福祉サービスと福祉臨床に関する高度な理論と技術を前提に、高齢者・障害者・児童などの臨床場面、政策・行政・組織・活動などの次元及び地域的・国際的視野を統合し、ジェネリックな実践力とその基盤となる学知の開発・修得を目指します。
岩手県立大学大学院「社会福祉学研究科ポリシー」( <a href="https://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/dc-hukushi-in-policy.html">https://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/dc-hukushi-in-policy.html</a> 2021年4月5日アクセス)より、日比作成。

が、養成の目的とする、福祉サービスに関わる深い識見と専門的知識・技術を培うこと。他職種と連携しながら現場をリードできる高度な専門職業人養成について。これらは、専門職大学院の目的と重なる意味として論考してみる。

では、その高度専門職業人養成を具体的にどのように進めるのだろうか。この論文執筆時において専門職大学院におけるSSWer養成は行われていない。参考にしたい他分野の先行研究には、清水ら<sup>8)</sup>の報告がある。教職大学院における授業実践力の育成について、「教職大学院としての高度専門職業人養成とは、実践を省察して高め続けることができる教員の養成である」と報告してい



る。自ら省察を行う態度や方法を養わなければ、高度な専門職業人として、常に現場をリードする能力は維持できない。高度で先進的な知識や技術を用いた実践であるほど、陳腐化も早いのではないだろうか。更新を怠れば、すぐに成長は滞る。学識をそのまま修得することは学部生も十分に可能である。現場をリードするためには、最新の学識を、現場の状況に応じながら、今後の現場の変化も予想しながら、細やかにマッチできるように、さらに練り上げる力が求められるだろう。実践を踏まえながら、クリティカルな思考で学識をさらに錬磨する能力、そして実践に統合する力が求められる。高度専門職業人養成のあり方として、SSWerの養成にも通底する部分がある。

また、佐野<sup>9)</sup>は日本語教育修士（専門職）の養成について、「長期的には、専門家としての活動実績および研究成果、または、出版物（場合によっては専門分野以外の一般的な成果）の社会に与える影響によって評価される」と報告している。高度専門職業人としての日本語教師は、最終的には研究職と同じく、何らかの研究成果が必要とのこと。大学院卒のSSWerも同じような期待が寄せられるのではないだろうか。優れた実践であるほど、その実践知を、普遍的な、再現可能な理論知に置き換えていく作業が求められる。さらに、高度専門職業人としての日本語教師育成像には、「発信力をもつ教師（学会、研究会、ワークショップなどで発表ができる教師）」<sup>10)</sup>も加わるとのこと。大学に勤める研究職と似たような活動が求められている。

実践を研究につなげることができる、研究成果の執筆や発信力を備えた高度専門職業人としてのSSWerが養成されるならば、期待されることがある。大学に勤務する研究職が学究したソーシャルワーク理論と実践現場に必要な理論や技術をつなぐための中範囲理論の生成に期待できる。太田<sup>11)</sup>は教育研究分野のソーシャルワークと、実践現場の連携体制が整っていないとして、「ソーシャルワークの理念や目的に対して方法や技術が交錯してきた。本来教育機関と実践現場との不可分な連携で推進されるべき課題が、長らく乖離したまま並行してきた経緯がある」と述べている。研究職が真剣に学究したソーシャルワーク理論も、もちろん大切である。しかしソーシャルワークの原理を説明するために、高度な哲学的思考が引用され、高度な概念操作の能力が求められる論述もある。そのままでは、社会福祉に関わることが少ない、一般市民には

ソーシャルワークは分かりにくいかもしれない。

現場で行われているソーシャルワークの専門性を説明するには、研究職のソーシャルワーク理論は抽象度が高い。ソーシャルワークの専門性を一般市民にも分かるように説明できなければ、専門職とは呼べないかもしれない。専門性を示すことができなければ、一般市民にはソーシャルワーカーが何でも屋に見えてしまう。専門職ではないのだろうか。いや、違う。専門職である。ソーシャルワークでなければ解決できない困難事例を挙げればきりがない。実践はすでに示している。

もしかしたら、現場のソーシャルワークの専門性を説明するために中範囲理論の生成が必要な時代が来るのではないだろうか。中範囲理論について、森田<sup>12)</sup>は看護学の立場で、「実践と理論のギャップや隔たりを埋める規模の理論」と説明している。社会福祉学でも同じことが求められるであろう。中範囲理論を生成する能力の涵養は、実践を研究につなげることができる、高度専門職業人としてのSSWer養成に期待することのひとつである。

## (2) SSWerの専門性

高度専門職業人としてのSSWer養成に期待することのひとつとして、研究職が学究したソーシャルワーク理論と現場実践をつなぐための中範囲理論を生成する能力の涵養を挙げた。その理由は、ソーシャルワークの専門性を説明することが難しいからである。ソーシャルワークの原理を説明するために、高度な哲学的思考が引用され、高度な概念操作の能力が求められる論述もある。そのままでは、社会福祉に関わることが少ない、一般市民にはソーシャルワークは分かりにくい。ソーシャルワークの専門性とは何か。単純には説明できない困難な課題なのだ。なぜだろうか。中村<sup>13)</sup>は、「ソーシャルワーカーがとらえる問題は、多様な要因が複合した科学的解明が困難な生活という見えない世界へのアプローチである。ここにソーシャルワークの固有性の曖昧化する原因がある」と述べている。人の生活を全て言葉や数字に置き換えて説明することは難しい。だが、ソーシャルワークだけが、科学的解明が困難な生活にアプローチする。ソーシャルワークだけが、生活課題に対して総合的かつ包括的な支援を構築する。そこでは、ソーシャルワーカーが個別に有する実践知も生まれる。科学的解明が困難な生活課題に取り組むので、必ずしも理論知に基づく合理的

で計画的な実践が進むとは限らないからである。直感的な判断で実践を進めることもあるだろう。当然、成功もあれば失敗もある。実践知は個人が成功や失敗を重ねる実践の中で得た知であり、他者が追体験もできない。ゆえに、他者に言語で伝えることが難しい。しかし、その、ソーシャルワーカーが個別に保有する実践知を理論知に置き換えようとするときに中範囲理論が生成できるのではないだろうか。

では、実践知を理論知に置き換えるために、どのような取り組みが必要だろうか。例えば、筆者はSSWerの専門性を探るために、2019年に山形県内の小学校、中学校に対して調査<sup>14)</sup>を行った。SSWerの専門性を示すためには、具体的な業務と関連させながら専門性を示すことができれば分かりやすいのではないかと考えた。具体的には、SSWerはどのような業務に取り組むのであろうか。文部科学省<sup>15)</sup>は、継続的な支援が必要な児童生徒が抱える問題として、不登校、いじめ、暴力行為、非行等の問題行動、友人・教職員等との関係の問題、児童虐待、貧困の問題、家庭環境、心身の健康・保健、発達障害等、その他等を挙げている。これらの問題の中で件数が多いのは不登校の問題である<sup>注6)</sup>。

SSWerも支援に関わる可能性が高いと考えられる。SSWerは不登校への支援にどのような専門性を発揮するのだろうか。しかし、SSWerの専門性を示すには困難性もある。例えば、行う業務は幅広く、教師などの他職種と業務が重なる場合もある。その中で両者とも似たような取り組みを行う場合もある。同じような業務をやっていて、どちらの専門領域ともいいにくいこともある。整理がつきにくい。そのために視点を定めた。まず学校がSSWerにどのような期待を持っているのかを調査した。その期待からSSWerの専門性に結びつくものが見えてこないかと考えた。2019年の調査はSSWerも支援に関わる可能性が高い不登校への期待を調査した。結果として、SSWerへの期待は高いこと。SSWerの不登校支援の中でも「家庭への支援を期待する」「他機関との連携やネットワーク構築に専門性を感じる」等の具体性を抽出できた。期待については、SSWerはどのような理論や技術を持って期待に応えようとするのかに議論を進めることができれば、それは、SSWerの家庭への支援という専門性について、他機関との連携やネットワーク構築という専門性についての中範囲理論を生成できないだろうか。筆者は高校教員だった。SSWerではなかった。高度専門職業人と

してのSSWerはどのような着眼点や研究方法で理論化するだろう。今後に期待するところである。

## V. 総括

今回は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業におけるSSW教育課程を修士課程に設置した場合の価値について考察を進めた。表3から5に集約されたカテゴリーやコードはSSW教育課程を修士課程に設置した場合の価値を説明するための一助になり得る。また、先行研究をもとに今回得られた結果について考察を進めた。繰り返し生成された、【高度専門職業人養成】も、価値を説明する一説となる。

しかし、今回の調査対象は1校である。まだ、国内においてはサンプル数が少ない。海外の実情も含めて、今後も調査を継続する必要があるだろう。また、大学院教員を対象としており、SSW教育課程修了者の意見は抽出できていない。本研究に反映できなかった知見もあると思われる。より広く知見を集める工夫が必要である。

今後もSSWer養成について、少しずつでも知見を得て、整理を進めたい。その先にある、SSWer配置促進のために一助になることも願う。

## 謝辞

本研究にご協力を頂きました岩手県立大学大学院の皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。本研究にご関心とご理解を頂きましたことに心より感謝を申し上げます。

本研究は東北公益文科大学学内研究助成プロジェクト型研究（代表者：東北公益文科大学大学院研究科長武田真理子教授）の助成を受けたものです。

執筆にあたり、多くのご教示や示唆を与えて下さった、研究代表者武田真理子教授をはじめ、共同研究協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

## 注

注1) 通学課程と通信課程を併施している場合はあわせて1校とした。この時点において、大学院にスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を

設置したのは東北公益文科大学大学院のみであった。2020年度より岩手県立大学大学院が2校目として設置された。2020年度の設置校一覧はこの論文の執筆時においてウェブには掲載されていない。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業認定課程設置校一覧（2019）」（<http://jaswe.jp/ssw.html>）2021年3月30日アクセス

注2）工藤歩（2009）「スクールソーシャルワーカーの育成についての一考察—人材に求められる能力と、育成の現状における課題について—」『社会福祉学研究紀要12』関西福祉大学 101-108.

工藤は、「日本の教育機関においてはスクールソーシャルワーカーの養成基礎教育どころか、社会福祉の一領域としてのスクールソーシャルワーク自体すらほとんど教育されることなくここまで来た」と報告している。永らく社会福祉系の大学、大学院においても、教育されず、爆発的に高まった人材ニーズに対応できていないとのこと。

注3）2020年度より岩手県立大学大学院が2校目として設置された。

公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部（<https://www.welf.iwate-pu.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/01/ssw20200121.pdf>）2021年3月30日アクセス

2020年度の設置校一覧はこの論文の執筆時においてウェブにはまだ掲載されていない。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業認定課程設置校一覧（2019）」（<http://jaswe.jp/ssw.html>）2021年3月30日アクセス

注4）カリキュラムのモデルには社会福祉士モデルと精神保健福祉士モデルがある。表1は社会福祉士モデル。

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（[http://jaswe.jp/ssw/20200401\\_ssw\\_kitei.pdf](http://jaswe.jp/ssw/20200401_ssw_kitei.pdf)）2021年3月30日アクセス

注5）社会福祉士養成カリキュラムについては、2021年度より導入されるカ

リキュラムに基づいている。

厚生労働省「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて令和元年6月28日 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf>) 2021年3月30日アクセス

- 注6) 文部科学省「学校における教育相談に関する資料 平成27年12月17日」([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/12/1366025\\_07\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf) 2020年10月23日アクセス) をもとにした。その中では、平成26年度の件数として、家庭環境の問題が13,565件、不登校への対応が12,183件であった。家庭環境への支援は、他の問題へ取り組む際に支援として重複する可能性が高い。そのため、家庭環境の問題への支援を除いて最も件数が多い不登校の問題を調査対象としている。

## 引用

- 1) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」([http://jaswe.jp/ssw/20200401\\_ssw\\_kitei.pdf](http://jaswe.jp/ssw/20200401_ssw_kitei.pdf)) 2020年3月30日アクセス
- 2) 文部科学省(2020)「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474_00001.htm)) 2020年9月15日アクセス
- 3) 前掲1) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」
- 4) 吉川雅博(2014)「大学院前期博士課程におけるスクールソーシャルワーク研修プログラムの開発」『人間発達学研究5』愛知県立大学大学院 67-76.
- 5) 文部科学省「専門職大学院制度の概要」([https://www.mext.go.jp/content/20210322-mxt\\_senmon02-100001400.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210322-mxt_senmon02-100001400.pdf)) 2021年4月6日アクセス
- 6) e-GOV 法令検索「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）施行日令

- 和二年四月一日（令和元年法律第四十四号による改正）」（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>）2021年4月6日アクセス
- 7) 岩手県立大学「社会福祉学研究科ポリシー」（<https://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/dc-hukushi-in-policy.html>）2021年4月6日アクセス
  - 8) 清水将・阿部真一・森本晋也・ほか（2020）「高度専門職業人としてストレートマスターに求められる即戦力の検討－教職大学院における授業をおこなう力の養成－」『岩手大学大学院教育研究科研究年報4』岩手県立大学大学院 137-146.
  - 9) 佐野ひろみ（2013）「専門職大学院の位置づけに向けて－高度専門職業人としての日本語教師に関する考察－」『国際教養大学専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科日本語教育実践領域実習報告論文集4』国際教養大学専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科日本語教育実践領域 1-6.
  - 10) 前掲9) 佐野ひろみ（2013）「専門職大学院の位置づけに向けて－高度専門職業人としての日本語教師に関する考察－」
  - 11) 太田義弘（2017）「第1章 ソーシャルワーク実践考察の前提と課題」太田義弘・中村佐織・安井理夫編『高度専門職業としてのソーシャルワーク』光生館 pp.4-5.
  - 12) 森田敏子（2006）「看護診断を理解するために必要な中範囲理論」『看護人材教育3（5）』熊本大学 94-99.
  - 13) 中村佐織（2017）「第4章 高度専門職行への進展」太田義弘・中村佐織・安井理夫編『高度専門職業としてのソーシャルワーク』光生館 p.47.
  - 14) 日比眞一（2020）「学校現場がスクールソーシャルワーカーに期待すること」『福祉図書文献研究19』日本福祉図書文献学会 43-52.
  - 15) 文部科学省（2015）「学校における教育相談に関する資料 平成27年12月17日」（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/12/1366025\\_07\\_1.pdf#search](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf#search)）2020年7月2日アクセス

## 参考文献

- ・竹鼻ゆかり・馬場幸子編著・朝倉隆司監修（2019）『教師のためのスクールソーシャルワーカー入門』大修館書店
- ・金澤ますみ・奥村賢一・郭理恵・野尻紀恵編著（2016）『スクールソーシャルワーカー実務テキスト』学事出版
- ・日本スクールソーシャルワーク協会編集・山下英三郎監修（2016）『子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク』学苑社
- ・山野則子・野田正人・半羽利美香編著（2016）『よくわかるスクールソーシャルワーク』ミネルヴァ書房
- ・山野則子（2015）『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク～現場で使える教育行政との協働プログラム～』明石書店
- ・福岡県スクールソーシャルワーカー協会編集・門田光司・奥村賢一監修（2014）『スクールソーシャルワーカー実践事例集～子ども・家庭・学校支援の実際～』中央法規出版
- ・門田光司・奥村賢一（2009）『スクールソーシャルワーカーのしごと～学校ソーシャルワーク実践ガイド～』中央法規出版
- ・Catherine Pope, Nicholas Mays, Jennie Popay (2007) “Synthesizing Qualitative and Quantitative Health Evidence: A Guide to Methods” Open University Press. = 伊藤景一・北素子監訳（2009）『質的研究と量的研究のエビデンスの統合～ヘルスケアにおける研究・実践・政策への活用』医学書院
- ・佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法～原理・方法・実践～』新曜社
- ・日本学校ソーシャルワーク学会編集（2008）『ソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規出版
- ・Jonathan Parker, Greta Bradley “Social Work Practice～Assessment, Planning, Intervention and Review” = 岩崎浩三・高橋利一監訳（2008）『進化するソーシャルワーク～事例で学ぶアセスメント・プランニング・介入・再検討』筒井書房
- ・John W. Creswell (2003) “Research Design: Qualitative, Quantitative, and Mixed Methods Approaches” SAGE Publications. = 操華子・森岡崇訳（2008）『研究デザイン～質的・量的・そしてミックス法』日本看護協会出版会



- ・舟島なおみ（2007）『質的研究への挑戦』医学書院
- ・波平恵美子・道信良子（2006）『質的研究Step by Step ～すぐれた論文作成をめざして』医学書院
- ・Uwe Flick（1995）“QUALITATIVE FORSCHUNG” SAGE Publications. =  
小田博志・山本則子・春日常・ほか訳（2002）『質的研究入門』春秋社

他